

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：松原ひまわり保育園	種別：保育所（認可保育所）	
代表者氏名：鈴木 伸子	定員（利用人数）：66名（61名）	
所在地：愛知県名古屋市中村区松原町二丁目41番地1		
TEL：052-433-5111		
ホームページ： https://matsubara@proteca.co.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成30年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社PROTECA		
職員数	常勤職員：12名	非常勤職員：13名
専門職員	（専門職の名称）名	
	保育士 16名	名
	栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室・乳児室5 木浴室1 便所（大8、小2） 調乳室1 調理室1 会議室1 休憩室1 事務室・職員室1 ロッカー室1	ウッドデッキ、砂場、エレベーター

③理念・基本方針

<p>（理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夢ある未来を楽しく歩む力を育む」 <p>（保育方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よく遊びよく食べよく眠る身心ともにすこやかな子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>（保育園の概況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園は開設3年を迎え、近くには幹線道路が走り、多くの商業施設が立ち並び生活の息吹を感じる環境下にある。保育園は幹線道路から一筋中に入った住宅地に位置し、寺や公園などがあり散歩コースの一つとなっている。少し足を延ばすと新幹線や名鉄電車が見え、子どもたちの人気の散歩コースとなっている。 ・黒と茶を基調にした建物の1階に0歳児から5歳児の保育室があり、2階には厨房や会議室などある管理棟となっている。 ・小規模保育所の良さを活かし、家に居るような落ち着いた雰囲気と場の中で、子ども主体の保育を大切にし、子どもの気持ちに寄り添った無理のない保育の実現を目指している。

(保育サービスの実施状況)

- ・産休明けから5歳児の保育を実施し、開所時間は平日及び土曜日 7時30分から19時30分である。
- ・利用定員は66人(0歳児：6名、1歳児から5歳児は各12名)
- ・3歳児、4歳児、5歳児は異年齢を基盤とした縦割り保育を実施している。
- ・遊びの一環として無償で毎月英語教室やリトミック教室を実施している。

(おうちのようなあたたかい保育)

・一人ひとりとゆっくり向き合う保育をする中で、子ども自身が大切にされ、愛されているという経験から様々な学びや豊かな心につなげていく子どもの力を信じ、少人数でのあたたかい保育に心がけている。

(心のこもったあたたかい給食)

- ・保育盛りの子どもたちが、おなかも心も満たされるような丁寧で愛情のこもった手作り給食に心がけている。
- ・食材や食に関する絵本や実物などを展示したり、皮むきなどの体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。
- ・栄養士の一手間かけた季節を感じる盛り付けや飾りつけ、スイカボールフルーツポンチや手作りケーキなどの手作りおやつ、メッセージカードや折り紙などを添えた食事の提供は、子どもたちの人気となっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月8日(契約日) ~ 令和4年3月31日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(管理者としてのリーダーシップの発揮)

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。
・「“できた”が大好きな子ども、明るく元気に笑える子ども、友達を思いやれる子ども」を保育目標に掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、保育理念の「夢ある未来を楽しく歩む力を育む」を目指して、保育の内容を高めるようにしている。

(生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境)

・老人福祉施設をリニューアル工事し、開設3年を迎えた保育環境は、室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。
・保育室環境は、全室床暖対応で、広いワンフロアを食事や昼寝などの生活の場と遊びの場、集まりの場など子どもの状況に応じられるように工夫がされている。大型玩具や発達に応じた玩具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されるようにしている。また、活動内容や生活の場の拡大、多目的広場としての活用には可動式の扉を開けてホールとしての機能も果たすようになっている。
・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。

◇改善を求められる点

(中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定)

・理念や基本方針の実現に向け、保育環境を取り巻く運営動向の変化、保育の充実などを目標とした、会社として、保育園としての中・長期計画の構想は保有しているものの、具体的な計画の策定はされていない。

・保育所の安定した継続的な運営には、会社の方針を基にした保育園としてのビジョンを確立し、会社と共有を図り推し進めていくことが重要な視点となる。保育の更なる充実、現状の課題の解決、地域ニーズに基づいた福祉サービスの実施などを含めたビジョンを明確にし、ビジョンの実現のために、組織体制や処遇、職員体制などの整備、建物の管理や営繕、保育用品の整備、人材育成、保健や安全、地域の子育て支援、地域連携などの具体的な項目に基づき、事業の進捗状況や収支の裏付けを加味した計画を作成していくことが望まれる。また、計画は必要に応じて職員へ周知していくことも望まれる。

(マニュアルや手順書の充足)

・マニュアルや手順書など整備されていないものが多くあるので、整備し運用していくことを願いたい。

・開所して3年であり、保育士においても保育方法や保育の考え方について一定の方向性を示すものが充足されていないことによる迷いや不安なども推測される。マニュアルや手順書などを、標準的実施方法の一環として整備し、共有して同じ方向で保育実践に活かしていくことを望みたい。

(子どもと地域との交流を広げるための取組)

・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは保育の全体的な計画の理念に位置付け、実践活動として散歩や地域の公園に出かけたりして地域との交流を広げるようにしているが、地域との繋がりや関りは希薄である。

・子どもと地域との交流を広げるため地域との関係を適切に確保し、施設長は可能な限り地域の懇談会や会合、防災訓練、清掃活動や運動会などの行事に出席したり、学校関係者や民生委員、町内会長、老人会など地域の代表との情報交換などを通して地域との関わりや地域との繋がりを広げていく過程で、区民館などに園児の作品の展示をしたり、保育園行事に地域の人々や高齢者を招待して交流を図り、保育園や子どもの理解を得る機会としていくことを期待したい。また、体制を整えて、中学校との職場体験の受け入れや小学校見学など学校との交流や社会資源の情報提供として地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動なども図っていくことを期待したい。

(地域の福祉ニーズ等を把握するための取組)

・地域の懇談会や会合、防災訓練、清掃活動や運動会などの行事への出席、学校関係者や民生委員、町内会長、老人会など地域の代表との情報交換などを通して地域との関わりを図る組織や機会がなく、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握は難しい状況にあり、現在、具体的な取り組みはしていない。

・保護者や子どもの生活に役立つ講演や子育て支援事業などを開催したり、地域の保護者や子どもが自由に参加できる機会や場の提供などをして、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めていくことを期待したい。

(地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業や活動の取り組み)

・緊急時や子育てサポートなどのニーズの対応としての一時預かり保育や、保育所のスペースを活用して、未就園児の親子を対象とした園開放や地域の保護者や子どもが自由に遊びに参加できる支援活動などは実施していない。また、保育所の専門性や特性を活かした出前講座や保育園での相談事業を通して地域の子育ての支援事業も実施されていない。

・地域との関わりを深めるために、保育所の専門的な知識や技術、情報を地域に提供することが求められる。入所に関する電話相談のみならず、子育て途上にある地域の母親への相談支援や、保護者や子どもなどが自由に参加できる行事などの保育活動への取り組みを検討し、地域の子育て支援の輪を広げていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の報告をありがとうございました。今回、園や会社としてより良い運営をしていくためのヒントをたくさんいただくことが出来ました。こうした機会に園も職員も振り返る機会を頂けましたので、次年度に繋げられる様に改善を進めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ① ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の保育理念と基本方針、保育目標を確立し、明文化している。理念や基本方針、保育目標は、福祉サービスの内容や特性などを踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。 ・ 理念や基本方針は、ホームページや運営規定、事業計画、入園のしおり「まつばら園のご案内」、園だよりなどに記載されている。また、見やすいように表記した掲示物を、玄関や職員休憩室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。 ・ 職員には年度当初会社の総会や年2回人事考課の面接、創立記念、会議などの折に確認し、周知を図るようにしている。 ・ 保護者には、保育園の事前見学、入園受付や面接、入園式などで資料を配布し説明をしている。また、園だよりを発行し折に触れて周知を図るようにしている。保育園見学者にはパンフレットを配布したり、区役所に設置して広域的な情報提供を図っている。 ・ 保育理念や基本方針は、事業所経営や保育の拠り所であり基本の考えとなるため、総会や人事考課の対象とならないパート職員には文書を配布したり、会議録の閲覧などをして、周知を図るようにしていくことを願っている。また、ランドデザイン化して保育室や会議室など目に付く場所に掲示し、視覚的な周知を図る工夫を期待したい。 			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① ・ c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社としての経営状況などを把握し検討する機会はあるが、保育園単体として地域の福祉動向の把握、地域の特性や変化、ニーズなどを把握するまでには至っていない。また、保育所における子どもの受け入れ可能数や職員の稼働数などを把握し、全体の運営状況をデータ化しているが、定期的に保育のコスト分析や利用者の推移、利用率等の明確な分析や具体的な文書化は行われていない。 ・ 保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報やデータの分析を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。 			

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③ ・ b ・ c
<コメント> ・ 運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして次年度に反映させるように努めている。また、保育環境や保育備品、用具などについては会社と具体的な協議を重ねながら、実現化に向けての取り組みをしている。 ・ 職員の処遇、保育観や連携の在り方などからの職員の定着率の低迷による保育の質の向上に向け、保護者とのコミュニケーションの機会を工夫し保育の理解を図るように努めたり、子どもの発達に見合った保育環境や保育用具などの導入、ノー残業の徹底化、事務処理時間や休憩時間の確保、希望年休の取得推奨など効率的で働きやすい環境の確保に努めている。 ・ 会社の事務所と保育園が同一建物の中に同居している現状にあり、保育士間で保育について協議をしたり、検討したり保育準備をする場が確保されておらず、子どもが生活している保育室で賄われている。組織体制が異なる事業が同一の場を共有していくには、どちらかに遠慮や馴染みにくい雰囲気などが生じことは否めない。今後、保育園職員としての本来の業務を遂行できる場の確保も課題として検討していくことを望みたい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・ 理念や基本方針の実現に向け、保育環境を取り巻く運営動向の変化、保育の充実などを目標とした、会社として、保育園としての中・長期計画の構想は保有しているものの、具体的な計画の策定はされていない。 ・ 保育所の安定した継続的な運営には、会社の方針を基にした保育園としてのビジョンを確立し、会社と共有を図り推し進めていくことが重要な視点となる。保育の更なる充実、現状の課題の解決、地域ニーズに基づいた福祉サービスの実施などを含めたビジョンを明確にし、ビジョンの実現のために、組織体制や処遇、職員体制などの整備、建物の管理や営繕、保育用品の整備、人材育成、保健や安全、地域の子育て支援、地域連携などの具体的な項目に基づき、事業の進捗状況や収支の裏付けを加味した計画を作成していくことが望まれる。また、計画は必要に応じて職員へ周知していくことも望まれる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 中・長期計画は反映されてはいないが、保育の理念、基本方針の他に保育方針、保健衛生、給食、専科プログラムなど保育を根幹とした具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画及び年間事業報告を文書化している。明確な収支の裏付けはしていないが、運営費などをパソコンでデータ管理をしている。 ・ 中・長期計画や単年度事業計画の具体的な内容を実現可能とするために、保育の運営に関する事項の他に、組織体制の整備、職員体制、人材育成、保健や安全、地域の子育て支援、地域連携などの単年度の事業内容を明確に示し、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> ・ 保育の事業計画や行事計画などの策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。 ・ 実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映させていくことを願いたい。		

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 行事計画として、入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して事業内容の説明をしている。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示をして保護者に配布をしている。 ・ 単年度の事業計画を策定した上で、それに基づいて、分かりやすい形式で文書化して配布をし、周知を図っていくことを期待したい。また、事業計画全体のまとめとして事業報告書を策定し保護者へ配布をし、次年度への協力や理解を促すようにしていくことを望みたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育の資質向上や保育サービスについて、保育所全体で行う自己評価のシステムが確立していないが、個々の保育士が自己評価のためのチェックリストを用いて評価を行い、それに基づいて個人面談年2回を実施している。また、今年度、福祉サービス第三者評価表に基づいて自己評価を行い、組織的に課題の整理や改善に向けて取り組み、保育に反映させる方向にある。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 個々の保育士の自己評価のためのチェックリスト結果を評価分析し、保育所全体の傾向を把握して組織的な課題の整理や改善に向けての取り組みをしていく予定にしている。 ・ 今年度の第三者評価結果を職員間で検討する機会を設けて共有化を図り、内容の妥当性や分析をし、課題の優先順位などを明示したうえで、改善計画や改善策を講じて保育に反映していくことを願いたい。また、必要性に応じて中・長期計画に反映させていくことも期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について、年度当初職員会議や研修の折には口頭で表明したり、モニターで発信をしている。 ・ 役職と担当職員名が明示された組織図が文書化されているが、具体的な役割と責任を含む職務分掌等について明文化されていない。また、平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等については周知をしているが明文化されていない。 ・ 表明文書を職員室などに掲示をして、自己の振り返りや確認の機会としていくよう期待したい。また、平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明文化していくことを願いたい。		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手したり、書籍で勉強をし、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料のリスト化はしていないが、ファイルにして閲覧できるようにしたり、掲示をしたり、必要に応じて資料を配布して理解を深めるとともに会議等で職員に伝播するように努めている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。</p> <p>・ 「“できた”が大好きな子ども、明るく元気に笑える子ども、友達を思いやれる子ども」を保育目標に掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、保育理念の「夢ある未来を楽しく歩む力を育む」を目指して、保育の内容を高めるようにしている。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理時間の確保やノー残業の徹底化、計画的な休暇の取得推奨、職員のメンタルに配慮して相談しやすい環境の確保など働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 市の人事基準に基づき必要な人材や人員体制を整え、保育所の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育所が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。会社として積極的な採用活動をしている。</p> <p>・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、年齢に応じた保育が実施できるような体制となっている。</p> <p>・ 障がい児に対しての加配保育士や乳児に対しての看護師の配置はされていない。</p>		

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用、配置、異動、昇進や昇給等人事に関する会社の基準が定められ、入職時に説明をしている。規定等はファイリングにして設置しているが、職員への周知は十分とは言えない状況にある。また、社様式の勤務評価により、年1回の面談で職務姿勢を評価する機会はあるが、一定の評価基準に基づいた、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する人事考課制度は導入していない。 ・会社の理念や基本方針に基づいた個々の「期待する保育士像」を明らかにしたうえで、職員の育成や活用、処遇、人事考課制度に基づく評価など一定の方針に基づいた総合的「トータル人事マネジメント」を実施し結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映していくことを期待したい。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇、育児・介護休暇、時間外勤務、疾病状況等職員の就業状況を把握し、出勤簿等によりデータ化を図っている。職員の希望休暇を確保するようにし推奨している。また、福利厚生や健康診断等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても健康診断の機会が確保されるようにしている。 ・職員の就業状況や意向、意見等について、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。 ・働きやすく良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談などの制度を利用して勤務ができるように体制を整え、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りが心がけている。また、カウンセリングの資格を有する施設長自らも必要に応じて、カウンセリングやメンタルヘルス相談などを行っている。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりに、期待する職員像や課題について話し合う機会を持ち、人材育成に努めている。また、個別面談を通して進捗状況を把握したり助言をして、職員一人ひとりの意識やモチベーションを高め、知識や経験等に応じて具体的な目標を設定して保育が行えるような取り組みをしている。 ・今年度、福祉サービス第三者評価表を用いて自己評価を行い、組織的に課題の整理や改善に向けて取り組み、保育に反映させる方向にある。 ・期待する職員像や理念、基本方針等を踏まえた保育所の全体目標や方針を明確にさせ、職員一人ひとりの目標設定を適正に行い、意識やモチベーションをより一層高めていくことを期待したい。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修計画は策定していないが、職員の希望や研修目的に合った研修に参加できるようにしている。臨時職員の参加はない。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。コロナ禍においては、動画などの研修を取り入れて実施している。 ・保育士の資質や保育力を高めるために、経験年数に応じた研修の実施や臨時職員の参加も視野に研修計画を策定し、それに基づいて研修が実施されることを望みたい。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や、栄養士等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導に関わる研修への参加の機会が少ない。また、園内研究や研修の機会が設けられていない。 ・研修成果を明記した研修報告書を作成し、回覧をしている。 ・研修成果の評価や分析、職員一人ひとりの知識、技術水準などの状況が把握できる報告書の作成をし、職員会議等で報告をする機会を設けて、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させていくことを期待したい。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・ 実習生等の保育に関わる専門職の研修や育成について基本的な姿勢は明文化されていない。また、マニュアルやプログラムなども準備されていない。開所以来、実習生の受け入れ実績はないが、実習体制が整えば受け入れていく方向にある。 ・ 福祉の人材の育成や保育に関わる専門職の研修や育成への協力は、保育所の社会的責務の一つと言える。また、実習生等を受け入れることにより、職員の資質向上にも繋がることにもなる。地域の特性や事業所の種別、規模等状況によって異なるが、保育所としての姿勢を明確に示すと共に体制を整備した上で、効果的な研修や育成などを積極的に受け入れていくことを期待したい。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ ホームページや運営規定、パンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。 ・ 苦情・相談の体制についても、掲示板や園内に掲示し、保護者や地域に公表している。また、保護者から受けた相談など、必要に応じて担当課に報告をするようにしている。 ・ 第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> ・ 会社や行政の監査委員による監査を定期的に受け、改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ ㉗
<コメント> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは保育の全体的な計画の理念に位置付け、実践活動として散歩や地域の公園に出かけたりして地域との交流を広げるようにしているが、地域との繋がりや関りは希薄である。 ・ 施設長は、幼・保・小連絡会などに出席をし、学校関係者や地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図るように心がけている。 ・ 子どもと地域との交流を広げるため地域との関係を適切に確保し、施設長は可能な限り地域の懇談会や会合、防災訓練、清掃活動や運動会などの行事に出席したり、学校関係者や民生委員、町内会長、老人会など地域の代表との情報交換などを通して地域との関わりや地域との繋がりを広げていく過程で、区民館などに園児の作品の展示をしたり、保育園行事に地域の人々や高齢者を招待して交流を図り、保育園や子どもの理解を得る機会としていくことを期待したい。また、体制を整えて、中学校との職場体験の受け入れや小学校見学など学校との交流や社会資源の情報提供として地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動なども図っていくことを期待したい。		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢や方針を明示したマニュアルは整備されていないが、中学生や高校生の保育体験ボランティアの受け入れを実施している。今後、マニュアルや記録などの整備をして受け入れをしていく予定としている。 ・ 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と保育所を繋ぐ柱の一つとして位置付けられる。また、保育所は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、小学校の職場見学や中学校の職場体験、高校のインターンシップなど地域の学校教育施設や体験教室の学習等への協力も役割の一つとして考えられる。受入体制を整え、保育所の特性や地域の実情などに即した、ボランティアの受け入れや学習等への協力を検討していくことを期待したい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 会社、市役所、警察署、消防署、児童相談所、嘱託医、小学校などを中心としたネットワーク体制ができしており、関連図を作成し事務室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。 ・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供していくことも望みたい。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a ・ b ・ ㉟
<コメント> ・ 地域の懇談会や会合、防災訓練、清掃活動や運動会などの行事への出席、学校関係者や民生委員、町内会長、老人会など地域の代表との情報交換などを通して地域との関わりを図る組織や機会がなく、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握は難しい状況にあり、現在、具体的な取り組みはしていない。 ・ 今後、保護者や子どもの生活に役立つ講演や子育て支援事業などを開催したり、地域の保護者や子どもが自由に参加できる機会や場の提供などをして、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めていくことを期待したい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ ㉟
<コメント> ・ 緊急時や子育てサポートなどのニーズの対応としての一時預かり保育や、保育所のスペースを活用して、未就園児の親子を対象とした園開放や地域の保護者や子どもが自由に遊びに参加できる支援活動などは実施していない。また、保育所の専門性や特性を活かした出前講座や保育園での相談事業を通して地域の子育ての支援事業も実施されていない。 ・ 地域との関わりを深めるために、保育所の専門的な知識や技術、情報を地域に提供することが求められる。入所に関する電話相談のみならず、子育て途上にある地域の母親への相談支援や、保護者や子どもなどが自由に参加できる行事などの保育活動への取り組みを検討し、地域の子育て支援の輪を広げていくことを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法を明示し、職員に周知をしている。子どもの尊重や基本的人権について事例を用いて、職員会議や保育の場で共通理解を図るようにしている。 ・子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。 ・保護者には、子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心など具体的な場面や実態に合わせ話をし、保護者間で具体的な共通認識を持つように配慮していくことも望まれる。 				
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護等の権利擁護に関するマニュアルは整備されていない。 ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」などに関する利用者のプライバシー保護について、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護についての、マニュアルを作成し、会議等で説明をしたり、読み合わせなどをして、保育姿勢や意識的な事項等の共通理解を図り保育に反映していくことを望みたい。また、排泄や着替え、食事、睡眠などの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫を再度検討していくことを願いたい。 				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。 ・保育園の園紹介パンフレットを区役所に設置し、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 				

Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会において、「まつばら園のご案内」に基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 保育所終了後も相談等に応じることを口頭で保護者に説明をしている。 ・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、パンフレットなどに明記し書面でも伝える工夫を期待したい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会の組織は作られていない。保護者に対して利用者満足に関するアンケート等の調査は実施していないが、年1回個別面談を実施している。 ・ 登園や降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや行事参加やブログ配信の機会を設け直接意向や要望を聴くようにし、保育に反映させるようにしている。また、子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・ 子どもからは、保育の場面で子どもの反応を表情や言動で確認し、子どもの思いが反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・ 利用者（保護者や子ども）本位の保育は、保育所が一方向的に判断するものではなく、双方向性の観点が重要となる。保育所においては、専門的な相談、支援を適切に実施する一方、アンケート調査や意見箱の常設などを通して利用者満足を経営的に調査したり把握をして、それを保育の質の上昇に、結び付ける取り組みが必要となる。 ・ アンケート調査実施においては、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などに配慮し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫をしていくことも期待したい。また、調査の集計や分析を行い、結果を公表していくことも望みたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の仕組みが確立され、掲示をしたり事業計画に明記しているが、運営規定やパンフレットなどには明記していない。 ・ 運営規定やパンフレット、園だよりなどに第三者委員の明記をしたり、苦情解決の仕組みを分かりやすい文書で掲示していくことも願いたい。また、苦情の申し出が発生した場合には、適切に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしていくことを望みたい。 		

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。 ・登降園時には保護者と積極的に挨拶を交わし、コミュニケーションを図るようにしている。また、相談者のプライバシーを配慮し相談を受けるように環境を整え、相談記録も取っている。 ・保護者に、自由に相談相手を選び、意見を述べやすい環境を整えていることを、掲示したり連絡文書などで周知していく工夫を期待したい。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアル等は整備されていないが、書面に記録している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項等について、口頭での報告や必要に応じて業務日誌に記録をするようにしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 ・保護者からの相談等については、対応の差異などが生じないように対応マニュアルを整備して事項を共有し、迅速な対応をしていくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応や火災・自然災害発生時の対応等についての危機管理マニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・不審者等の事件発生時におけるマニュアルや施設安全管理表等各種のチェックリストは作成されていない。また、子どもの安全確保に関する担当者や担当部署の明確な設置はされていない。 ・不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを年1回実施している。 ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また子どもには、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えていくことを願いたい。 ・事故防止チェックリストなど施設遊具や保育環境等の安全に関する各種のチェックリストを作成し、チェックリストを基に子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解を図っていくことを願いたい。また、チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしていくことを望みたい。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関しての予防や発生時マニュアルを整備し、実態に即して職員会議で周知を図るようにしている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書配布やライン配信、掲示して周知をしている。また、登降園時に、口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶をトイレなどに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。 ・食中毒は、区役所や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。食事時に距離間が保てるように席の工夫をしたり、空気清浄機や加湿器などを整え対応に心がけている。 		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制を明確に示している。風水害も含め地震や火災などの訓練も実施され、見直しも行われている。水害については2階へ垂直避難をするようにしている。また、耐震対策や防災対策も施されている。 ・ 災害発生時における保護者の帰宅困難の対応、食料や水、備品の備蓄を整備しリスト化している。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、災メールのテスト配信を行い災害時のシミュレーションを行ったり、書面の配布により周知を図っていくことを期待したい。また、保護者の協力を得て引き取りの避難訓練を実施し、安否確認や引き渡し方法などの手順をどの職員も周知していくことを願いたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証なども、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。 		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、情報を職員間で共有を図るようにしている。 ・ 保育の全体的な計画などの記録内容や書き方に差異が生じないように、記載に関する「手順書」や「手引書」などを作成し、どの職員も明確な記載が保てるようにしていくことを願いたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。 ・ 職員に対して、守秘義務の遵守や個人情報保護規定等についても教育や研修を行い、周知徹底を図っていくことを願いたい。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画の作成をしている。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、地域の実態等を考慮した松原ひまわり保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「できたが大好きな子ども、明るく元気に笑える子ども、友達を思いやる子ども」を目標として、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・ 入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮した保育課程を職員参画の下で編成している。また、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。 ・ 保育の全体的な計画を基に保育実践を展開していく過程で、計画と子どもの姿の在り方や保育士としての関りの妥当性、資質向上に繋げるための研究や研修計画、それに基づくテーマなどを設定した取り組みはしていない。 ・ 保育の全体的な計画の保育理念に地域との触れ合いについて明記しているが、具体的な項目や内容または活動などは明記されていない。		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設をリニューアル工事し、開設3年を迎えた保育環境は、室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。 ・保育室環境は、全室床暖対応で、広いワンフロアを食事や昼寝などの生活の場と遊びの場、集まりの場など子どもの状況に応じられるように工夫がされている。大型玩具や発達に応じた玩具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されるようにしている。また、活動内容や生活の場の拡大、多目的広場としての活用には可動式の扉を開けてホールとしての機能も果たすようになっている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・手狭の園庭には、砂場が設置されている。子どもの遊びに応じてボールや縄跳び、砂場玩具などを用意している。 		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するようし、笑顔で対応するように努めている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。 ・自由に遊びを展開したり、製作活動や表現遊びが繰り広げられるように配慮をしながら、遊びや生活をする中で、子ども同士の関わりを大切にしている。 ・園庭や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境を整えるように努めている。また、散歩や公園での遊びを通して、四季の変化を感じ取ったり、草花や昆虫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・遊びの中で英語に触れて遊ぶ英語教室や音やリズム、表現を楽しむリトミック教室を0歳児から取り入れている。 ・小学校見学など小学校との交流はこれからの取り組みとしている。 		

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、体動センサーを導入し事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児室は、個々の生活や遊びのリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっており、工夫された手作りおもちゃや、生活用具が設置されている。 ・調乳室と保育室に仕切りがなく、衛生面や安全面また、物品など整理整頓などの工夫を願いたい。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2歳児の保育室は、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。また、2歳については、3歳児移行を見越して、幼児の遊びや集会への参加を無理なく経験できるようにしている。 ・トイレ環境は、改修されてはいるが温便座タイプではないため、快適な環境に近づけるような努力をしている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児以上の保育については、保育環境や子ども集団を見越し、年間を通して縦割り保育を実施しているが、保育の全体計画には位置づけされていない。 ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢や異年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。また、活動や遊びの内容に応じて、同年齢での保育も展開できるようにしている。 ・5歳児は遊びの中で、リトミックなどの音や表現遊び、跳び箱やマットなど体育的要素の遊び、ハンドベルなどの楽器遊びについて、子どもが自信を持ってチャレンジし、楽しみながら課題に挑戦するようにしている。また、お茶会や習字などの日本文化を体験する機会もある。公共交通機関を利用して出かけるプラネタリウム見学は、年下の子どもの憧れともなっている。 		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。必要に応じ、専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、必要に応じ保護者に同意を得て専門機関への同行も可能としている。 ・ 個別の支援計画に基づいて保育を行っているが、クラスの指導計画の中で位置づけは明確にされていない。生活場面では、表示を分かりやすくしたりするなど生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・ 保育の中での支援について、また、保育士間での保育方法の共有や子ども集団への参加などについて相互に検討する機会を図ったり、気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中で位置づけ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になることを願いたい。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を業務日誌などで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。長時間保育の捕食としてお茶やおやつなどを提供している。 ・ 保護者への連絡は、口頭や文書、電話または、状況に応じて直接施設長や担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 小学校の見学会の機会などは、これからの課題として検討していく方向にある。 ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。 ・ 保護者には保育参観や講演などの機会を作り、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話をしていくことを期待したい。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理に関するマニュアルは供えられていないが、健康管理や病気、怪我などのについての資料に基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・ 保育時間内での体調の変化については、状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員には資料を配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科検診を定期的を受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることを留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗いやうがいなど保育の場面に反映させている。歯科衛生士の協力を得て歯磨き指導やデンタルケアについての話を実施している。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者、施設長、主任保育士また状況に応じて栄養士を交え面接を行っている。 ・給食実施においては保護者や施設長、主任保育士などを交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、栄養士と連携し除去食や代替え食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、栄養士、担当保育士が綿密な連携を図り食材や食器等のチェックなどをし、対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしているが、現在は、アレルギー対応児はいない。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。 ・保育士、栄養士はエピペン講習やアレルギー研修の受講を期待したい。 		
A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として保育の全体的な計画や事業計画に位置づけ、毎月の献立表を配布し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みに努めている。 ・トマト、キュウリ、ピーマンなどの野菜を子どもと一緒に栽培し収穫をして給食に添え、食育推進活動に積極的に取り組んでいく予定にしている。 ・給食は自園で作り、匂いや刻む音などが分かり、食事を楽しんで待つ環境が整えられている。また、食材や食に関する絵本や実物などを展示したり、皮むきなどの体験を通して触れたり匂いを感じ取ったりして食材を楽しむような環境を整えている。 ・食事環境を清潔に整え、自分で自分のペースで楽しんで食事ができるようにしている。おかわりする楽しみやバイキングなどを取り入れたり、体調や個人差、食欲、年齢などに応じて食事量も配慮している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市による献立に基づいて、自園で調理をし、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。栄養士の一手間かけた季節を感じる盛り付けや飾りつけ、スイカボールフルーツポンチや手作りケーキなどの手作りおやつ、メッセージカードや折り紙などを添えた食事の提供は、子どもたちの人気となっている。 ・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、栄養士と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 入園式や懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。行事や子どもの活動など必要に応じて、動画の配信をしている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。 ・ 意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市や社会福祉協議会のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに施設長や主任保育士に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。			